(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 占用を制限する区域

区	備考
高岡市本郷一丁目三七五番九から同市本郷一丁目三二四番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を解除する。
令和８年３月31日　北陸地方整備局長　髙松　諭

1　解除する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道160号	石川県七尾市川原町18番から石川県七尾市大田町参２番まで

2　解除する期日　令和８年３月31日24時

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり解除する。
令和８年３月31日　北陸地方整備局長　髙松　諭

1　解除する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道160号	石川県七尾市川原町18番から同市大田町参２番まで

2　解除する期日　令和８年３月31日24時

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり解除する。
令和８年３月31日　北陸地方整備局長　髙松　諭

1　解除する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道160号	石川県七尾市川原町18番から同市大泊町城外27番３まで

2　解除する期日　令和８年３月31日24時

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十五号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
瀬戸市山口町地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百六十五号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
大和高田市大字神楽六五番一から同市大字神楽一一〇番四まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月二十一日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所